

令和8年度 地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画

認定支援モデル事業募集要項

1 事業の趣旨

本業務は、「那須塩原市生物多様性地域戦略」に掲げるネイチャーポジティブ推進策の一つとして、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）における増進活動実施計画の認定取得を促進するため、当該認定取得に意欲ある企業・団体等に対して、認定申請に必要な事務等への専門的かつ包括的な支援を実施し、市内の認定数（自然共生サイト）の増加を図ることを目的とする。

また、本事業を通じて得られた知見や認定事例を広く発信・波及させることで、同様の活動を希望する他の企業・団体等の参画を促し、同戦略が掲げる地域全体のネイチャーポジティブ活動の機運醸成と活発化に資することを目指すものである。

2 用語の定義

本要項において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 被支援者

本要項に基づく募集に応募し、市の決定を受けて認定申請に向けた支援の対象となる企業や団体等を指す（個人は対象外）。

(2) 対象区域

地域生物多様性増進法の認定対象として設定する、市内の土地（活動区域）を指す。

3 支援の内容

市が選定した専門事業者（受託者）を通じて、以下の専門的かつ包括的な支援を提供する。なお、本事業は専門的知見に基づく技術的支援であり、活動に係る助成金や物品等を直接支給するものではない。

(1) 現状把握（動植物調査）支援

申請予定地における生物多様性の現状を把握するため、四季のうち最低1季以上の動植物調査を実施し、動植物リストを作成するとともに、現地確認を行う。

(2) 目標設定支援

調査結果を踏まえ、当該区域における生物多様性の維持・回復・創出に向けた目標設定について専門的な助言を行う。

(3) 活動内容設定支援

目標達成に必要な保全活動の具体的内容、手法、実施時期等について助言を行う。

(4) モニタリング計画作成支援

計画策定に必要なモニタリング調査の対象や実施場所、手法、頻度等について具体的な提案・助言を行う。

また、申請者自らがモニタリング調査を実施できるようにするための半日程度の技能実習を行う。

(5) 実施計画作成（申請）支援

「地域生物多様性増進活動の手引き」等に準じ、実際の申請に求められる各種書類の記載内容や添付資料の用意について、詳細な助言及び作成支援を実施する。

4 募集の概要

(1) 公募期間

令和8年4月10日（金）から 令和8年6月5日（金）正午まで

(2) 提出書類

別紙「支援申込書」

(3) 提出方法

担当課宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(4) 提出期限

令和8年6月5日（金）正午必着

5 応募要件

本事業の被支援者は、次に掲げる条件をすべて満たしている企業・団体等とする（個人は対象外）。

- (1) 対象区域の土地所有者等であるか、又は所有者等から本事業への応募及び活動について事前の承諾を得ていること。

※所有者等：法第22条に定める土地の所有者又は土地の使用等の権利を有する者のこと

- (2) 対象区域において、生物多様性の増進に資する具体的な活動を既に実施している、又は今後実施する予定があること。
- (3) 本事業の支援を受け、自ら地域生物多様性増進法の認定申請を行う明確な意思を有していること。
- (4) 対象区域の全部が那須塩原市内であること。
- (5) 対象区域の土地の権利関係や、環境保全と開発を巡る紛争等が生じていないこと。
- (6) 対象区域の立地や維持管理に関連する各種法令等を遵守していること。
- (7) 認定を取得した際は、本市が実施する普及啓発活動（広報や関連イベント等）に協力できること。
- (8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと等、市の競争入札参加資格における欠格要件に該当しないこと。
- (9) 本市が別途実施する「令和8年度 地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画認定支援業務委託」の受託者ではないこと。

6 選定方法

提出された申込書に基づき、環境戦略部ネイチャーポジティブ課において、応募要件への適合状況や活動内容の実現性などを総合的に審査し、被支援者を決定する。

なお、令和8年度の支援対象数は2者程度を予定している（応募多数の場合は選考とする）。

7 被支援者が遵守すべき事項

被支援者として決定された者は、本事業の実施に当たり、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、対象区域の適正な管理や市・専門事業者への情報提供に努めること。

- (2) 令和8年度内に、地域生物多様性増進法に基づく認定申請を行えるよう最大限努めること。
- (3) 本市が実施するネイチャーポジティブの推進に関する普及啓発事業等に積極的に協力すること。
- (4) 認定を取得した際は、自らも積極的な広報・発信活動に努めること。
- (5) 支援終了後、本市が実施する効果検証等のヒアリングやアンケートに協力すること。

8 提出先・お問合せ先

那須塩原市 環境戦略部 ネイチャーポジティブ課 環境企画係

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

電話番号：0287-62-7141

E-mail：nature-positive@city.nasushiobara.tochigi.jp